綾瀬市発注工事に係る入札参加要件等の変更について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正等に伴いまして、綾瀬市が発注する工事に係る競争入札について、次のとおり入札参加要件等の変更を行いますのでお知らせします。

- 1 適用予定 平成27年4月1日以降に発注する工事に係る入札案件
- 2 改正内容

(1) 入札金額内訳書の提出

市発注工事の入札にあたっては、入札額内訳書の提出が必須となります。これについては、別に提示する内訳書に直接工事費及び各諸経費等を記入のうえ入札書に添付して提出いただくことになりますが、入札案件名の誤記入や入札額と内訳書の合計額の不一致など、状況によっては入札無効とする場合がありますので注意してください。

(2) 入札参加者の社会保険等への加入確認

市発注工事の入札への参加には、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て)への加入が必須となります。加入状況ついては、入札公告時点で有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」により確認いたします。

なお、同通知書の発行後に社会保険等に加入した事業者につきましては、加入 済みであることを証する書類の写し等を提出いただきます。また、法令に基づき 適用が除外となる事業者につきましても、それを確認できる書類の提出をお願い する場合がありますので御注意ください。

(3) 一次下請業者の社会保険等への加入の確認

市発注工事の施工にあたり下請契約を締結する際には、その事業者が社会保険等に加入していることを条件としていただきます。これについては、下請契約を締結する全ての工事について作成及び提出が義務付けられた「施工体制台帳」により確認いたします。一次下請に社会保険等未加入業者が確認された場合には、加入に向けた対応をとっていただくことになりますが、その後においても改善が

見られない場合には、当該工事成績評定点の減点措置、元請業者の入札参加資格の停止措置、当該下請業者について建設業法及び社会保険等担当官庁への通報措置をとる場合がありますので注意してください。

事務担当は、管財契約課契約検査担当 電話 0467-70-5642 (直通)